

(諮問第 113 号)

佐情個審第 21 号
令和 5 年 12 月 27 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県情報公開・個人情報保護審査会
会長 松尾 弘志

「住民基本台帳ネットワークに関する事務」における
特定個人情報ファイルの取扱いの変更について(答申)

令和 5 年 11 月 1 日付け市町第 1435 号で諮問があったこのことについて、個人情報保護委員会が定める特定個人情報保護評価指針に基づき、評価の適合性、妥当性等を審議した結果、適切に行われているものと認めます。

なお、個人情報（特定個人情報を含む。）の適正な取扱いの確保のためには、特定個人情報保護評価書に記載された安全管理措置を確実に実行することに加えて、職員への実務に即した継続的な教育及び研修を行うことが重要であるため、これらの対応を適時・適切に実施してください。

また、情報セキュリティ等を取り巻く環境は常時変化しており、今後新たなリスクが特定されることも想定されるため、時機を捉えたリスクの分析及び評価を行い、その対策についても不断の見直し・検討を行ってください。